

第3 施策の現状と課題

1 生涯学習の基盤整備

(1) 生涯学習支援体制の整備充実

県は昭和60年に福島県生涯教育推進本部（平成3年11月「福島県生涯学習推進本部」に改組）を発足させ、県民が生涯にわたって、いつでも、どこでも学べるよう、学習活動の機会や場の整備、指導者の確保及び情報提供などの条件整備に努めてきました。また、地域における学習活動の振興を図るには、住民の日常生活と密接なかかわりのある市町村が中心的な役割を担わなければならないことから、生涯学習モデル市町村を指定するなど、推進組織の整備に努めてきました。平成4年度現在、生涯学習を進めるまちづくりの組織を有する市町村数は39に及んでいます。

今後は、平成2年7月に施行されたいわゆる「生涯学習振興法」の趣旨を踏まえ、県行政の各部局が実施する生涯学習に関する事業について連絡調整を図るとともに、市町村及び民間が実施する関連事業との連携を積極的に推進することが求められています。

したがって、生涯学習推進本部が中心となって、各関係機関及び民間との協力体制を積極的に推進するとともに、施策の一層の推進に努める必要があります。

また、生涯学習を進めるまちづくりの促進や民間事業者との連携を通して生涯学習の一層の振興を図る必要があります。

(2) 生涯学習施設の整備

県民の学習需要に対応した学習の場と機会を確保するには、県や市町村における学習施設の整備や施設相互の連携が重要です。しかしながら、現在、生涯学習の機会は、学習・文化・スポーツ施設等の様々な施設において提供されていますが、相互の連携と協力については必ずしも十分とはいえない状況にあります。

このため、それぞれの地域において、人々がどのような学習の機会を求めているかを把握し、関係する学習施設の相互の連携を図るなど、生涯学習を支援する機能を持つ中心的な施設の整備が求められています。

したがって、県民の生涯学習を支援する拠点として、適時適切な学習情報・教材の提供と指導助言、学習成果の評価や学習方法・学習プログラムの研究、学習支援のための指導者の養成等の機能を有し、関連機関・施設との連携を図る上で中心的な役割を担う施設の在り方について検討し、その整備に努める必要があります。

また、生涯学習施設間における情報交換や事業連携等のネットワーク化を進めるとともに、生涯学習施設の整備に当たっては、高度の情報通信機能と快適な学習・生活空間を兼ね備え、地域共通の生涯学習・情報活動の拠点としての機能の集約化（インテリジェント化）を図り、その機能が最大限に活用される方策についても十分考慮する必要があります。